

厚木市松川サク工業振興基金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市名誉市民松川サク氏の遺志を尊重し、厚木市松川サク工業振興基金条例（昭和62年厚木市条例第3号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する工業の振興を図るための事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 松川サク工業賞の授与
- (2) 厚木市青少年発明コンクールの実施
- (3) 松川サク記念図書の購入

(松川サク工業賞の授与)

第3条 前条第1号に規定する事業の対象者、選出方法及び表彰方法は、別表第1のとおりとし、受賞者に対し表彰状及び副賞を授与する。

(厚木市青少年発明コンクールの実施)

第4条 第2条第2号に規定する事業の対象者、表彰区分、審査基準及び表彰方法については、別表第2のとおりとし、受賞者に対し表彰状及び副賞を授与する。

2 応募作品については、展覧会を開催し、一般公開するものとする。

(松川サク記念図書の購入)

第5条 第2条第3号に規定する事業に係る購入額は、条例第4条第1項に規定する収益から第2条第1号及び第2号の事業に要する費用額を控除した額とする。

2 購入図書は、工業系図書とし、その購入に当たっては、あらかじめ厚木市松川サク工業振興基金委員会と協議するものとする。

3 購入図書は、市長が指定する場所に置くものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和63年9月28日から施行する。

2 松川サク記念図書の購入事業については、第5条第3項の規定による市長が指定する場所が決定するまでの間、実施しないものとする。

附 則

この要綱は、平成4年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象者		選出方法	表彰方法
区 分	対象者数		
市内に設置されている大学又は短期大学に在学している学生で、工業系学科を専攻し、表彰年度において卒業見込みである者	大学の部 4人 短期大学の部 1人	市長の推薦依頼に基づき、各大学内の審査委員会等において選出する。	各大学の卒業式において授与する。

別表第2（第4条関係）

対象者	表彰区分	審査基準	表彰方法
市内に居住する小・中学生	特賞 1点 優良賞 2点 佳良賞 5点以内	(1) 独創性に富んでいる作品であること。 (2) 着眼点が優れている作品であること。 (3) 科学的な思考が作品に反映していること。 (4) 工夫及び改善が認められる作品であること。 (5) 青少年の創意くふう心を高揚し、かつ、意欲を奮い起たせる内容の作品であること。	各受賞者に対して個別に授与する。